

○金沢大学大学院学則

(平成16年4月1日規則第3号)

改正

目次

- 第1章 総則(第1条－第4条)
- 第2章 学年等及び休業日(第5条)
- 第3章 修業年限及び在学年限(第6条・第7条)
- 第4章 入学(第8条－第18条)
- 第5章 教育方法等(第19条－第27条)
- 第6章 課程の修了及び学位授与(第28条－第32条)
- 第7章 休学，復学，転学，留学，退学及び除籍(第33条－第39条)
- 第8章 賞罰(第40条・第41条)
- 第9章 検定料，入学料及び授業料(第42条)
- 第10章 研究生，科目等履修生，特別聴講学生，外国人留学生及び特別研究学生
(第43条－第45条)
- 第11章 教員組織(第46条)
- 第12章 運営組織(第47条)
- 第13章 共同大学院(第48条)
- 第14章 連合大学院(第49条)
- 第15章 特別の課程(第50条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

- 第1条 金沢大学大学院(以下「本学大学院」という。)は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。
- 2 本学大学院のうち、専門職大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。
- 3 本学大学院の課程は、修士課程，博士課程及び専門職学位課程とし、その目的は次のとおりとする。
- (1) 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。
 - (2) 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。
 - (3) 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

- 4 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、研究科、専攻及び課程において別に定める。

(研究科の種類及び講座)

第2条 本学大学院に、次の研究科を置く。

人間社会環境研究科
自然科学研究科
医薬保健学総合研究科
先進予防医学研究科
新学術創成研究科
法学研究科
教職実践研究科

- 2 法学研究科法務専攻及び教職実践研究科は、専門職大学院とする。

- 3 研究科に、講座を置くことができる。

(研究科の専攻及び課程)

第3条 研究科に置く専攻及びその課程の別は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別
人間社会環境研究科	人文学専攻，経済学専攻，地域創造学専攻，国際学専攻	博士課程(前期2年)
	人間社会環境学専攻	博士課程(後期3年)
自然科学研究科	数物科学専攻，物質化学専攻，機械科学専攻，フロンティア工学専攻，電子情報通信学専攻，地球社会基盤学専攻，生命理工学専攻	博士課程(前期2年)
	数物科学専攻，物質化学専攻，機械科学専攻，フロンティア工学専攻，電子情報通信学専攻，地球社会基盤学専攻，生命理工学専攻	博士課程(後期3年)
医薬保健学総合研究科	医科学専攻	修士課程
	医学専攻，薬学専攻	博士課程
	創薬科学専攻，保健学専攻	博士課程(前期2年)
	創薬科学専攻，保健学専攻	博士課程(後期3年)
先進予防医学研究科	先進予防医学共同専攻	博士課程
新学術創成研究科	融合科学共同専攻，ナノ生命科学専攻	博士課程(前期2年)
	融合科学共同専攻，ナノ生命科学専攻	博士課程(後期3年)
法学研究科	法学・政治学専攻	修士課程
	法務専攻	専門職学位課程(法科大学院)
教職実践研究科	教職実践高度化専攻	専門職学位課程(教職大学院)

- 2 医薬保健学総合研究科医学専攻及び先進予防医学研究科先進予防医学共同専攻は、医学を履修する4年の博士課程(以下「医学博士課程」という。)，医薬保健

学総合研究科薬学専攻は、薬学を履修する4年の博士課程(以下「薬学博士課程」という。)とし、医薬保健学総合研究科の創薬科学専攻及び保健学専攻、人間社会環境研究科、自然科学研究科並びに新学術創成研究科は、5年の博士課程とし、前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)に区分する。

3 法学研究科法務専攻は、専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする専門職学位課程を置く法科大学院とする。

4 教職実践研究科は、専ら実践的指導能力を備えた教員養成のための教育を行うことを目的とする専門職学位課程を置く教職大学院とする。

(研究科の入学定員等)

第4条 各研究科における専攻別の入学定員及び収容定員は、別表第一のとおりとする。

第2章 学年等及び休業日

(学年等及び休業日)

第5条 学年、学期、クォーター及び休業日については、金沢大学学則(以下「学則」という。)第36条及び第37条の規定による。

第3章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第6条 修士課程及び専門職学位課程(教職大学院)の標準修業年限は、2年とする。ただし、法学研究科修士課程法学・政治学専攻について、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第3条第3項の規定に基づく1年以上2年未満の標準修業年限である履修制度(以下「短期(1年)在学型制度」という。)の標準修業年限は、1年とする。

2 博士課程の標準修業年限は、5年とする。(博士前期課程は2年とし、博士後期課程は3年とする。)ただし、人間社会環境研究科博士前期課程経済学専攻及び地域創造学専攻について、短期(1年)在学型制度の標準修業年限は、1年とする。

3 医学博士課程及び薬学博士課程の標準修業年限は、4年とする。

4 専門職学位課程(法科大学院)の標準修業年限は、3年とする。

(在学年限)

第7条 修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程(教職大学院)には、4年を超えて在学することができない。

2 前項の規定にかかわらず、短期(1年)在学型制度においては、2年を超えて在学することができない。

3 医学博士課程及び薬学博士課程には、8年を超えて在学することができない。

4 博士後期課程及び専門職学位課程(法科大学院)には、6年を超えて在学することができない。

第4章 入学

(入学時期)

第8条 入学の時期は、学則第41条の規定による。

(入学資格)

第9条 修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程(法科大学院)に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条に定める大学を卒業した者

- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定する当該課程を修了した者
 - (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が三年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって文部科学大臣の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (7) 文部科学大臣の指定した者
 - (8) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
 - (9) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学の大学院に入学した者であって、当該者を金沢大学（以下「本学」という。）の研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - (10) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者、我が国において、外国の大学における15年の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定する当該課程を修了した者、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者であって、本学の研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認めたもの
 - (11) 本学の研究科において、個別の入学資格審査により、第1号に定める者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- 2 専門職学位課程（教職大学院）に入学することができる者は、前項各号のいずれかに該当し、かつ、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める一種免許状を有する者とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、学校教育法第83条に定める大学に3年以上在学した者であって、本学の研究科が定める単位を優秀な成績で修得したと認めたものは、修士課程、博士前期課程又は専門職学位課程に入学することができる。
- 第10条 医学博士課程及び薬学博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 学校教育法第83条に定める大学（医学、歯学、薬学（修業年限が6年である課程に限る。（以下「6年制」という。））又は獣医学の課程に限る。）を卒業した者
 - (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者（医学、歯

学，薬学(6年制)又は獣医学を履修した者に限る。)

(3) 外国において学校教育における18年の課程(最終の課程が医学，歯学，薬学(6年制)又は獣医学に限る。)を修了した者

(4) 我が国において，外国の大学における18年の課程(最終の課程が医学，歯学，薬学(6年制)又は獣医学に限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定する当該課程を修了した者

(5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程が医学，歯学，薬学(6年制)又は獣医学に限る。)を修了した者

(6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について，当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において，修業年限が五年以上である課程(最終の課程が医学，歯学，薬学又は獣医学に限る)を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって文部科学大臣の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により，学士の学位に相当する学位を授与された者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学の大学院(医学，歯学，薬学(6年制)又は獣医学を履修する博士課程に限る。)に入学した者であって，当該者を本学の研究科において，大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(9) 外国において学校教育における16年の課程(最終の課程が医学，歯学，薬学(6年制)又は獣医学に限る。)を修了した者，我が国において，外国の大学における16年の課程(最終の課程が医学，歯学，薬学(6年制)又は獣医学に限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定する当該課程を修了した者，又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程(最終の課程が医学，歯学，薬学(6年制)又は獣医学に限る。)を修了した者であって，本学の研究科において，所定の単位を優れた成績をもって修得したと認めたもの

(10) 本学の研究科において，個別の入学資格審査により，第1号に定める者と同等以上の学力があると認めた者で，24歳に達したもの

2 前項の規定にかかわらず，学校教育法第83条に定める大学の医学，歯学，薬学(6年制)又は獣医学を履修する課程に4年以上在学した者であって，本学の研究科が定める単位を優秀な成績で修得したと認めたものは，医学博士課程又は薬学博士課程に入学することができる。

第11条 博士後期課程に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 修士の学位又は専門職学位を有する者

(2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

- (3) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定する当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 本学の研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
- (8) 外国の学校、第3号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の出願)

第12条 本学大学院に入学を志願する者は、入学願書に別表第二に定める検定料及び別に定める書類を添えて、願い出なければならない。

(入学者の選抜)

第13条 前条の入学を志願する者については、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第165条の2第1項第3号の規定により定める方針に基づき、別に定めるところにより選抜を行う。

- 2 法学研究科法務専攻の入学者の選抜に当たっては、入学者の適性を適確かつ客観的に評価し、法学研究科法務専攻が別に定めるところにより、多様な知識又は経験を有する者を入学させるものとする。

(入学手続及び入学許可)

第14条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、別表第二に定める入学料を納付しなければならない。ただし、入学料の免除又は徴収猶予を受けようとする者は、入学料に代えてその免除又は徴収猶予の申請書を提出しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者(入学料に関しては、その免除又は徴収猶予の申請書を受理された者を含む。)に、入学を許可する。

(再入学、転入学及び編入学)

第15条 次の各号のいずれかに該当する者があるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

- (1) 本学大学院を退学した者(第41条に定める退学者を除く。)又は除籍された者で、再び同一の研究科に再入学を志願するもの
- (2) 他の大学の大学院に在学している者で、本学大学院へ転入学を志願するもの
- (3) 他の大学の大学院を修了した者又は退学した者で、本学大学院へ編入学を志願するもの

- 2 前項の規定により入学した者の在学年限は、その者が属する年次に対応する残

余の標準修業年限の2倍の年数を超えることができない。

3 第12条、第13条第1項及び前条の規定は、第1項の規定により入学する場合に準用する。

4 再入学、転入学及び編入学に関し必要な事項は、研究科において別に定める。
(転研究科及び転専攻)

第16条 学生が本学大学院の他の研究科に転研究科を志願するときは、所定の出願書類に志望の研究科、専攻及び志望の事由を記し、所属の研究科長を経て志望先の研究科長に願い出て、その許可を得なければならない。

2 学生が所属研究科内の他の専攻に転専攻を志願するときは、当該研究科の定めるところにより、研究科長の許可を得なければならない。

3 前2項の規定による許可を得た者の在学年限の取扱いについては、別に定める。
(再入学等の既に履修した授業科目等の取扱い)

第17条 前2条の規定により、入学等を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱いについては、研究科において決する。

(宣誓)

第18条 入学を許可された者は、別に定めるところにより、宣誓をしなければならない。

第5章 教育方法等

(教育課程の編成方針及び教育方法)

第19条 研究科は、学校教育法施行規則第165条の2第1項第1号及び第2号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を開設するとともに、学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、研究科における専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう配慮するものとする。

3 研究科(法学研究科法務専攻及び教職実践研究科を除く。)の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

4 法学研究科法務専攻の教育は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目の授業によって行うものとする。

5 教職実践研究科の教育は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目の授業によって行うものとする。

(博士課程教育リーディングプログラム)

第19条の2 本学大学院に、学生を産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーへと導くため、専門分野の枠を超えて博士課程前期・後期一貫した、世界に通用する質の保証された学位プログラムとして博士課程教育リーディングプログラムを開設する。

2 博士課程教育リーディングプログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(卓越大学院プログラム)

第19条の3 本学大学院に、新たな知の創造と活用を主導し、次代を牽引する価値を創造するとともに、社会的課題の解決に挑戦して、社会にイノベーションをもたらすことができる博士人材の育成を目的とする卓越大学院プログラムを開設する。

2 卓越大学院プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(授業科目、単位数、履修方法等)

第20条 授業科目の内容、単位数及び研究指導の内容並びにこれらの履修方法は、研究科において別に定める。

2 授業科目の単位の計算方法については、学則第50条の規定を準用する。この場合において、同条第2項中「卒業論文、卒業研究等」とあるのは「学位論文、特定の課題についての研究の成果等」と、読み替えるものとする。

(授業の方法等)

第21条 授業の方法については、学則第51条の規定を準用する。

2 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、前条により準用する学則第50条第1項に規定する基準を考慮して、研究科が定める時間の授業をもって1単位とする。

3 授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

4 研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

5 研究科は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(単位の授与)

第22条 授業科目を履修した者に対しては、試験その他の別に定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。

2 試験等の成績は、「S」、「A」、「B」、「C」及び「不可」の評語をもって表し、S、A、B及びCを合格とし、不可を不合格とする。ただし、授業科目又は履修形態等によっては、合格を「合」又は「認定」の評語とすることがある。

(教育方法の特例)

第23条 教育上特別の必要があると認められる場合には、研究科は、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(他の研究科及び学域の授業科目の履修等)

第23条の2 教育研究上有益と認められるときは、研究科は、学生に他の研究科及び学域における授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により修得した単位は、15単位を超えない範囲で、本学の研究科における授業科目の履修により修得したものとみなし、修了に必要な単位に含めることができる。

(他の大学の大学院における授業科目の履修等)

第24条 教育研究上有益と認められるときは、研究科は、他の大学の大学院と協議の上、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定に基づき修得した単位は、前条第2項により本学の単位として認定する単位数と合わせて15単位を超えない範囲で、本学の研究科における授業科目の履修により修得したものとみなし、修了に必要な単位に含めることができる。

3 前項の規定にかかわらず、法学研究科法務専攻にあつては、第1項の規定により

修得した他の大学の大学院における授業科目の単位については、30単位を超えない範囲で、法学研究科法務専攻における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする場合にあっては、その超える部分の単位に限り30単位を超えてみなすことができる。

- 4 前3項の規定は、学生が、外国の大学の大学院に留学する場合、外国の大学の大学院が行う通信教育による授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。
(休学期間中の他の大学の大学院又は外国の大学の大学院における学修)

第24条の2 教育研究上有益と認められるときは、学生が休学期間中に他の大学の大学院又は外国の大学の大学院において学修した成果について、本学の研究科における授業科目の履修により修得したものとみなし、修了に必要な単位に含めることができる。

- 2 前項の規定により修得したとみなすことができる単位については、第23条の2第2項及び前条第2項により本学の単位として認定する単位数と合わせて15単位を超えないものとする。

(他大学院等における研究指導)

第25条 教育研究上有益と認められるときは、研究科(法学研究科法務専攻及び教職実践研究科を除く。)は、他の大学の大学院又は研究所等(以下「他大学院等」という。)と協議の上、学生に当該他大学院等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

- 2 前項の規定により学生が受けた研究指導は、本学の研究科で受けた研究指導とみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第26条 教育研究上有益と認められるときは、学生が本学大学院に入学する前に本学大学院、他の大学の大学院又は外国の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生及び第50条に規定する特別の課程を修了した者として修得した単位を含む。)を、本学の研究科における授業科目の履修により修得したものとみなし、修了に必要な単位に含めることができる。

- 2 前項の規定により修得したとみなすことができる単位については、転入学等の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとし、また、第23条の2、第24条及び第24条の2により当該研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、法学研究科法務専攻にあっては、第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転入学等の場合を除き、当該研究科において修得した単位以外のものについては、第24条第3項及び第4項の規定により当該研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位(第24条第3項ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えないものとする。

- 4 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(平成14年法律第139号)第6条第1項の認定を受けた同項の法曹養成連携協定の目的となる法科大学院(以下「認定連携法科大学院」という。)における教育との円滑な接続を図るための大学の課程(以下「認定連携法曹基礎課程」という。)を修了して法学研究

科法務専攻に入学した者又はこれらの者と同等の学識を有すると法学研究科法務専攻が認める者がその入学前に法学研究科法務専攻以外の認定連携法科大学院において履修した授業科目について修得した単位については、第24条第3項及び第4項の規定により当該研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて46単位（第24条第3項ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えないものとする。

（在学期間の短縮）

第26条の2 研究科（法学研究科法務専攻及び教職実践研究科を除く。）は、前条の規定により、本学大学院に入学する前に修得した単位を本学の研究科において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により研究科の修士課程（博士前期課程を含む。以下この条において同じ。）又は博士課程（博士後期課程を除く。）の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で当該研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

（長期にわたる教育課程の履修）

第27条 学生（短期（1年）在学型制度に在学する学生を除く。）が職業を有している等の事情により、当該学生に係る標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、当該研究科の教授会等の議を経て、学長は、その計画的な履修を許可することがある。

2 前項に定めるもののほか、長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 課程の修了及び学位授与
（修了要件）

第28条 修士課程及び博士前期課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、30単位以上で研究科の定める単位数を修得し、本学が別に定める英語能力の基準を満たし、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 博士前期課程の修了要件は、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、研究科の定めるところにより、前項に規定する修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することに代えて、研究科等が行う次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

（1）専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験

（2）博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期課程において修得すべきものについての審査

3 博士後期課程の修了要件は、当該課程に3年（法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年）以上在学し、10単位以上で研究科の定める単位数を修得し、本学が別に定める英語能力の基準を満たし、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

- 4 前項の規定にかかわらず、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、次に掲げる年数以上在学すれば足りるものとする。
- (1) 第1項本文の規定により修士課程及び博士前期課程を修了した者又は第11条(第1項を除く。)の規定により本学大学院の入学資格に関し、修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者にあつては、1年(標準修業年限1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間)以上
- (2) 短期(1年)在学型制度を修了した者及び第1項ただし書の規定により、優れた業績を上げた者として当該課程を修了した者にあつては、当該課程の在学期間を含めて3年以上
- 5 医学博士課程の修了要件は、当該課程に4年以上在学し、30単位以上で研究科の定める単位数を修得し、本学が別に定める英語能力の基準を満たし、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。
- 6 薬学博士課程の修了要件は、当該課程に4年以上在学し、34単位以上を修得し、本学が別に定める英語能力の基準を満たし、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。
- 7 専門職学位課程(法科大学院)の課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、93単位以上で研究科の定める単位数を修得することとする。
- 8 専門職学位課程(教職大学院)の課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、49単位以上で研究科の定める単位数を修得することとする。
- 9 第1項ただし書、第4項、第5項ただし書及び第6項ただし書の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する学生は在学期間を短縮することができない。ただし、学長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。
- (1) 金沢大学学生懲戒規程第4条に規定する懲戒処分を受けた者
- (2) 休学期間を有する者
- (法学研究科法務専攻における在学期間の短縮)
- 第29条 法学研究科法務専攻(本条及び次条において「専攻」という。)は、第26条第1項の規定により専攻に入学する前に修得した単位(第9条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を専攻において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により専攻の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で専攻が定める期間在学したものとみなすことができる。
- (法学研究科法務専攻における法学既修者の取扱い)
- 第30条 専攻は、専攻において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関しては、第28条第7項に規定する在学期間については1年を超えない範囲で専攻が認める期間在学し、同条に規定する単位については30単位を超えない範囲で専攻が認める単位を修得したものとみなすことができる。ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする場合には、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- 2 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、前条の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えないものとする。
- 3 第1項の規定により、法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数は、第24条第3項及び第4項並びに第26条第1項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位(第24条第3項ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えないものとする。
- 4 認定連携法曹基礎課程を修了して専攻に入学した者又はこれらの者と同等の学識を有すると専攻が認める者に関する第1項及び前項の規定の適用については、第1項中「30単位」とあるのは「46単位」と、前項中「合わせて30単位」とあるのは「合わせて46単位」とする。

(学位授与)

第31条 本学大学院の課程を修了した者には、その課程に応じ、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

- 2 前項の学位の授与については、金沢大学学位規程(以下「学位規程」という。)の定めるところによる。

(博士課程によらない学位の授与)

第32条 前条に定めるもののほか、博士の学位は、博士課程を経ない者であっても、学位規程の定めるところにより、学位を授与することがある。

第7章 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

(休学等)

第33条 疾病又はその他の事由により、1月以上修学を中止しようとする者は、研究科長に届け出て、休学することができる。

- 2 前項に定める休学のほか、研究科長は、疾病その他の事由により修学に適しないと認められる者に対しては、学長の承認を得て、休学を命じ、又は登学を停止させることができる。
- 3 休学の期間は、休学の開始日から、その年次の各クォーター、各学期又は学年の終わりまでとする。ただし、前項の休学の期間は、この限りでない。
- 4 休学期間は、在学年限に算入しない。
- 5 休学期間は、通算して当該課程の標準修業年限を超えることができない。ただし、第2項の休学の期間は、この限りではない。

(復学)

第34条 休学期間中に復学しようとする者(前条第2項により休学を命じられた者を除く。)は、事由を記し、研究科長に届け出るものとする。

- 2 復学の時期は、クォーター又は学期の始めとする。

(転学)

第35条 他の大学の大学院へ転学しようとする者(懲戒対象行為を行った者は除く。)は、所定の願書に志望の大学、研究科、専攻及び志望の事由を記し、研究科長を経て、学長に届け出るものとする。

(留学)

第36条 外国の大学の大学院で学修するため留学しようとする者は、研究科長を経由して、学長に届け出るものとする。

- 2 前項の規定により留学した期間は、第28条に定める在学期間を含めることがで

きる。

(退学)

第37条 退学しようとする者は、事由を記し、研究科長を経て、学長に届け出るものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、懲戒対象行為を行った者が当該処分の決定前に退学を届け出た場合等、特別の事由がある場合については、別に定めるところにより、学長又は研究科長は当該届出を受理しないことがある。

(除籍)

第38条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、これを除籍する。

- (1) 納付すべき入学料を所定の期日までに納付しない者
- (2) 所定の年限に達して、なお修了の認定を得られない者
- (3) 授業料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しない者
- (4) 疾病その他の事故により、成業の見込がないと認められる者

- 2 前項第1号及び第3号の規定により除籍した者については、除籍となった日の属する学期の成績を無効とする。

(教育研究会議等)

第39条 研究科長は、第33条第2項及び前条の事項について、教育研究会議（ただし、新学術創成研究科に関するものは新学術創成研究科会議とする。以下同じ。）の長に諮り、実施するものとする。

第8章 賞罰

(表彰)

第40条 本学大学院在学中に学業の成績、課外活動等の成績に優れた者に対して修了時に表彰を行うことがある。

- 2 表彰については、別に定める。

(懲戒)

第41条 学生が本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した行為をなしたときは、学長は、教育研究会議及び教育研究評議会の議を経て懲戒する。

- 2 懲戒は、学長の命を受け、研究科長がこれを行う。
- 3 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

第9章 検定料、入学料及び授業料

(検定料等)

第42条 検定料、入学料及び授業料(以下「検定料等」という。)の額は、別表第二のとおりとする。

- 2 検定料等の徴収等に関しては、学則第72条から第82条までの規定による。

第10章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、外国人留学生及び特別研究学生

(研究生等)

第43条 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生については、学則第83条から第86条までの規定を準用する。この場合において、「学域」とあるのは「研究科」と読み替えるものとする。

(特別研究学生)

第44条 他の大学の大学院の学生で、研究科(法学研究科法務専攻及び教職実践研究科を除く。)において研究指導を受けようとするものがあるときは、当該大学

院と協議の上、特別研究学生として研究指導を受けることを許可することがある。

(検定料等)

第45条 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び特別研究学生に係る検定料等の額は、別表第二のとおりとする。

- 2 特別聴講学生及び特別研究学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、特別聴講学生が、国立大学の大学院学生、単位互換協定に基づく公立若しくは私立の大学の大学院学生、交流協定に基づく外国人留学生又は教育研究評議会の議を経て学長が特に必要と認める大学院学生であるときは、授業料を徴収しない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、特別研究学生が、国立大学の大学院学生、特別研究学生交流協定に基づく公立若しくは私立の大学の大学院学生又は交流協定に基づく外国人留学生であるときは、授業料を徴収しない。
- 5 科目等履修生に係る検定料等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

第11章 教員組織

(教員組織)

第46条 本学大学院の授業及び研究指導は、各研究科を担当する教授が行う。ただし、必要があるときは、准教授、講師又は助教が行うことができる。

第12章 運営組織

(運営組織)

第47条 本学大学院の運営については、学則第27条から第31条の規定により、教育研究評議会、教育研究会議及び研究科会議が審議する。

第13章 共同大学院

(共同大学院)

第48条 本学、千葉大学及び長崎大学を構成大学とする先進予防医学共同専攻（医学博士課程）の教育及び研究の実施について、本学は、千葉大学及び長崎大学と協力するものとする。

- 2 本学及び北陸先端科学技術大学院大学を構成大学とする融合科学共同専攻（博士課程）の教育及び研究の実施について、本学は、北陸先端科学技術大学院大学と協力するものとする。

第14章 連合大学院

(大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究科)

第49条 大阪大学大学院に設置される、大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究科小児発達学専攻(博士課程)の教育及び研究の実施について、本学は、大阪大学、浜松医科大学、千葉大学及び福井大学と協力するものとする。

第15章 特別の課程

(特別の課程)

第50条 研究科は、本学の学生以外の者を対象として、学校教育法第105条に規定する特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

- 2 前項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 第3条第1項の規定にかかわらず、旧金沢大学大学院規程による法学研究科法律学専攻及び公共システム専攻，医学系研究科生理系専攻，病理系専攻，社会医学系専攻，内科系専攻，外科系専攻及び分子情報医学系専攻並びに自然科学研究科機械科学専攻，生命・地球学専攻，環境基盤工学専攻，電子情報システム専攻，物質構造科学専攻，機能開発科学専攻，地球環境科学専攻及び数理情報科学専攻は，平成16年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間，存続するものとする。
- 3 別表第一の規定にかかわらず，法学研究科，自然科学研究科及び法務研究科並びに合計欄の収容定員については，平成16年度及び平成17年度は，次の表のとおりとする。
- 4 平成10年度以前の入学者に係る授業料の額は，第41条第1項の規定にかかわらず，なお，従前の額とする。

研究科名	専攻名		平成16年度			平成17年度		
			修士課程及び博士前期課程	博士後期課程	専門職学位課程	修士課程及び博士前期課程	博士後期課程	専門職学位課程
法学研究科	法律・政策学専攻		15			30		
	従前の専攻	法律学専攻	15					
		公共システム専攻	5					
	計		35			30		
自然科学研究科 (博士前期課程)	数物科学専攻		121			112		
	電子情報工学専攻		67			134		
	機能機械科学専攻		51			102		
	人間・機械科学専攻		40			80		
	物質化学専攻		48			52		
	物質工学専攻		100			106		
	地球環境学専攻		19			38		
	社会基盤工学専攻		48			96		
	生物科学専攻		17			34		
	生命薬学専攻		87			96		
	医療薬学専攻		40			32		
	従前の専攻	機械科学専攻	82					
		生命・地球学専攻	39					
		環境基盤工学専攻	48					
		電子情報システム専攻	59					
	計		866			882		

自然科学 研究科 (博士後期 課程)	数物科学専攻			13			26	
	電子情報科学専攻			15			30	
	システム創成科学専攻			48			56	
	物質科学専攻			17			34	
	環境科学専攻			22			44	
	生命科学専攻			70			80	
	従前の 専攻	物質構造科学専攻		29			15	
		機能開発科学専攻		28			14	
		地球環境科学専攻		26			13	
		数理情報科学専攻		32			16	
計			300			328		
法務研究科	法務専攻				40			80
合計			1, 225	791	40	1, 236	819	80

附 則

- この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第一の規定にかかわらず、医学系研究科の収容定員並びに「修士課程及び博士前期課程」及び「医学博士課程、後期3年博士課程及び博士後期課程」の合計欄の収容定員は、平成17年度から平成19年度までは、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成17年度		平成18年度		平成19年度	
		修士課程及び博士前期課程	医学博士課程及び博士後期課程	修士課程及び博士前期課程	医学博士課程及び博士後期課程	修士課程及び博士前期課程	医学博士課程及び博士後期課程
医学系研究科	医科学専攻	15		30		30	
	脳医科学専攻		92		88		84
	がん医科学専攻		119		114		109
	循環医科学専攻		100		96		92
	環境医科学専攻		54		52		50
	保健学専攻	140	75	140	75	140	75
	計	155	440	170	425	170	410
合計		1, 251	804	1, 266	815	1, 266	800

- 平成10年度以前の入学者に係る授業料の額については、改正後の別表第二の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 第2条第1項の規定にかかわらず、文学研究科、法学研究科、経済学研究科及び社会環境科学研究科は、平成18年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 別表第一の規定にかかわらず、文学研究科、法学研究科、経済学研究科及び社会環境科学研究科の収容定員は、平成18年度から平成20年度までは、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
		修士課程及び博士前期課程	医学博士課程及び士後期課程	修士課程及び博士前期課程	医学博士課程及び士後期課程	修士課程及び博士前期課程	医学博士課程及び士後期課程
人間社会環境研究科	人間文化専攻	25		50		50	
	社会システム専攻	18		36		36	
	公共経営政策専攻	12		24		24	
	人間社会環境学専攻		12		24		36
従前の研究科	文学研究科						
	哲学専攻	6					
	史学専攻	7					
	文学専攻	15					
	法学研究科						
	法律・政策学専攻	15					
従前の研究科	経済学研究科						
	経済学専攻	9					
	社会環境科学研究科						
従前の研究科	地域社会環境学専攻		12		6		
	国際社会環境学専攻		12		6		
合計		1,269	815	1,272	800	1,272	785

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 別表第一の規定にかかわらず、教育学研究科及び合計欄の収容定員については、平成21年度は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名		平成21年度
教育学研究科	教育実践高度化専攻		35
	従前の専攻	学校教育専攻	10
		国語教育専攻	4
		社会科教育専攻	4
		数学教育専攻	4
		理科教育専攻	4
		音楽教育専攻	3
		美術教育専攻	3
		保健体育専攻	5
		技術教育専攻	5
		家政教育専攻	5
		英語教育専攻	4
		障害児教育専攻	4
大学院合計			1252

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、自然科学研究科生命薬学専攻及び医療薬学専攻は、平成22年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 改正後の第30条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日に在学する者については、なお、従前の例による。
- 4 改正後の別表第一の規定にかかわらず、自然科学研究科生命薬学専攻、医療薬学専攻、医学系研究科創薬科学専攻、法務研究科法務専攻及び合計欄の収容定員については、平成22年度及び平成23年度は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成22年度		平成23年度
		修士課程及び博士前期課程	専門職学位課程	専門職学位課程
自然科学研究科	生命薬学専攻	48		
	医療薬学専攻	16		
医学系研究科	創薬科学専攻	38		
法務研究科	法務専攻		105	90
大学院合計		1206	105	90

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、人間社会環境研究科人間文化専攻、社会システム専攻及び公共経営政策専攻、自然科学研究科電子情報工学専攻、機能機械科学専攻、人間・機械科学専攻、物質工学専攻、地球環境学専攻、社会基盤工学専攻及び生物科学専攻並びに医学系研究科医科学専攻、脳医科学専攻、がん医科学専攻、循環医科学専攻、環境医科学専攻、創薬科学専攻及び保健学専攻は、平成24年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 改正後の別表第一の規定にかかわらず、人間社会環境研究科博士前期課程、自然科学研究科物質化学専攻、機械科学専攻、電子情報科学専攻(博士前期課程に限る)、環境デザイン専攻、自然システム学専攻、電子情報工学専攻、機能機械科学専攻、人間・機械科学専攻、物質工学専攻、地球環境学専攻及び生物科学専攻、医薬保健学総合研究科並びに医学系研究科の収容定員については、平成24年度から平成26年度までは、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		修士課程及び博士前期課程	医学博士課程、薬学博士課程及び博士後期課程	修士課程及び博士前期課程	医学博士課程、薬学博士課程及び博士後期課程	修士課程及び博士前期課程	医学博士課程、薬学博士課程及び博士後期課程
人間社会環境研究科 (博士前期課程)	人文学専攻	23		46		46	
	法学・政治学専攻	8		16		16	
	経済学専攻	8		16		16	
	地域創造学専攻	8		16		16	
	国際学専攻	8		16		16	
	従前の専攻	人間文化専攻	25				
		社会システム専攻	18				
		公共経営政策専攻	12				
自然科学研究科 (博士前期課程)	物質化学専攻	57		114		114	
	機械科学専攻	90		180		180	
	電子情報科学専攻	67		134		134	
	環境デザイン学専攻	40		80		80	
	自然システム学専攻	67		134		134	
	従前の専攻	電子情報工学専攻	67				
		機能機械科学専攻	51				
		人間・機械科学専攻	40				
		物質化学専攻	26				
		物質工学専攻	53				

				地球環境学専攻	19						
				社会基盤工学専攻	48						
				生物科学専攻	17						
自然科学研究科 (博士後期課程)		環境科学専攻				65			64		63
		生命科学専攻				76			62		48
医薬保健学 総合研究科		医科学専攻		15			30			30	
		脳医科学専攻				16			32		48
		がん医科学専攻				26			52		78
		循環医科学専攻				20			40		60
		環境医科学専攻				14			28		42
		薬学専攻				4			8		12
		創薬科学専攻		38		11	76	22	76		33
		保健学専攻		70	25	140	50	140	75		
従前の 研究科	医学系 研究科	従前の 専攻	医科学専攻	15							
			脳医科学専攻		60		40			20	
			がん医科学専攻		78		52			26	
			循環医科学専攻		66		44			22	
			環境医科学専攻		36		24			12	
			創薬科学専攻	38							
			保健学専攻	70	50		25				
大学院合計				1, 180	781	1, 180	777	1, 180	773		

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、自然科学研究科システム創成科学専攻、物質科学専攻、環境科学専攻及び生命科学専攻は、平成26年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 改正後の別表第一の規定にかかわらず、自然科学研究科(博士後期課程に限る。)の収容定員については、平成26年度から平成28年度までは、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
		修士課程 及び博士前期課程	医科学専攻、 脳医科学専攻、 がん医科学専攻、 循環医科学専攻、 環境医科学専攻、 薬学専攻、 創薬科学専攻、 保健学専攻	修士課程 及び博士前期課程	医科学専攻、 脳医科学専攻、 がん医科学専攻、 循環医科学専攻、 環境医科学専攻、 薬学専攻、 創薬科学専攻、 保健学専攻	修士課程 及び博士前期課程	医科学専攻、 脳医科学専攻、 がん医科学専攻、 循環医科学専攻、 環境医科学専攻、 薬学専攻、 創薬科学専攻、 保健学専攻

			後期 課程		後期 課程		後期 課程
自然科学研究科 (博士後期 課程)	数物科学専攻		41		43		45
	物質化学専攻		14		28		42
	機械科学専攻		25		50		75
	電子情報科学専攻		48		51		54
	環境デザイン学専攻		10		20		30
	自然システム学専攻		21		42		63
	従 前 の 専 攻	システム創成科学 専攻	42		21		
		物質科学専攻	34		17		
		環境科学専攻	42		21		
		生命科学専攻	32		16		

附 則

- この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第一の規定にかかわらず、法務研究科の合計欄の収容定員については、平成27年度及び平成28年度は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成27年度	平成28年度
		専門職学位課程	専門職学位課程
法務研究科	法務専攻	65	55

附 則

- この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、教育学研究科教育実践高度化専攻並びに医薬保健学総合研究科脳医科学専攻、がん医科学専攻、循環医科学専攻及び環境医科学専攻は平成28年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 改正後の別表第一の規定にかかわらず、教育学研究科、医薬保健学総合研究科（医学博士課程に限る。）、先進予防医学研究科及び教職実践研究科の収容定員については、平成28年度から平成30年度までは、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成28年度			平成29年度			平成30年度		
		修士課程及び博士前期課程	医学博士課程、薬学博士課程及び博士後期課程	専門職学位課程	修士課程及び博士前期課程	医学博士課程、薬学博士課程及び博士後期課程	専門職学位課程	修士課程及び博士前期課程	医学博士課程、薬学博士課程及び博士後期課程	専門職学位課程
教育学研究科	教育実践高度化専攻	35								
医薬	医学専攻		64			128			192	

保健学総合研究科	従前の専攻	脳医科学専攻		48			32			16	
		がん医科学専攻		78			52			26	
		循環医科学専攻		60			40			20	
		環境医科学専攻		42			28			14	
先進予防医学研究科	先進予防医学共同専攻			12			24			36	
教職実践研究科 (専門職学位課程)	教職実践高度化専攻				15			30			30
合計			35	304	15	0	304	30	0	304	30

- 4 平成28年3月31日に在学する者については、第34条第1項を除き、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成28年8月9日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第一の規定にかかわらず、人間社会環境研究科及び新学術創成研究科の収容定員については、平成30年度は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成30年度		
		修士課程及び博士前期課程	医学博士課程、薬学博士課程及び博士後期課程	専門職学位課程
人間社会環境研究科	経済学専攻	14		
	地域創造学専攻	22		
	国際学専攻	18		
新学術創成研究科	融合科学共同専攻	14		
大学院合計		1, 130	773	75

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、人間社会環境研究科法学・政治学専攻は、令和2年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 改正後の別表第一の規定にかかわらず、人間社会環境研究科法学・政治学専攻、新学術創成研究科及び法学研究科法学・政治学専攻の収容定員については、令和2年度及び令和3年度は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名		令和2年度			令和3年度		
			修士課程及び博士前期課程	医学博士課程、薬学博士課程及び博士後期課程	専門職学位課程	修士課程及び博士前期課程	医学博士課程、薬学博士課程及び博士後期課程	専門職学位課程
人間社会環境研究科	従前の専攻	法学・政治学専攻	8					
新学術創成研究科	融合科学共同専攻		28	14		28	28	
	ナノ生命科学専攻		6	6		12	12	
法学研究科	法学・政治学専攻		8			16		
合計			1, 156	793	75	1, 162	813	75

附 則

- 1 この学則は、令和2年10月1日から施行する。
- 2 令和2年9月30日に在学する者については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年3月31日に在学する者については、第38条第2項の規定を除き、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、自然科学研究科（博士前期課程に限る。）電子情報科学専攻、環境デザイン学専攻及び自然システム学専攻は、令和4年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続

するものとする。

- 3 改正後の別表第一の規定にかかわらず，自然科学研究科（博士前期課程に限る。）の収容定員については，令和4年度は，次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名		令和4年度		
			修士課程及び 博士前期課程	医学博士課程， 薬学博士課程及 び博士後期課程	専門職学位課 程
自然科学研 究科	数物科学専攻		115		
	物質化学専攻		120		
	機械科学専攻		72		
	フロンティア工学 専攻		83		
	電子情報通信学専 攻		63		
	地球社会基盤学専 攻		69		
	生命理工学専攻		41		
	従前 の専 攻	機械科学専攻	90		
		電子情報科学 専攻	67		
		環境デザイン 学専攻	40		
		自然システム 学専攻	67		
大学院合計			1, 235	833	75

- 4 令和4年3月31日に在学する者については，なお，従前の例による。

附 則

この学則は，令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は，令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第1項の規定にかかわらず，自然科学研究科（博士後期課程に限る。）電子情報科学専攻，環境デザイン学専攻及び自然システム学専攻は，令和6年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間，存続するものとする。
- 3 改正後の別表第一の規定にかかわらず，自然科学研究科（博士後期課程に限る。）及び新学術創成研究科の収容定員については，令和6年度及び令和7年度は，次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	令和6年度			令和7年度		
		修士課程及び博士前期課程	医学博士課程，薬学博士課程及び博士後期課程	専門職学位課程	修士課程及び博士前期課程	医学博士課程，薬学博士課程及び博士後期課程	専門職学位課程

			程			程	
自然科学 研究科	数物科学専攻	118	47		118	49	
	物質化学専攻	126	44		126	46	
	機械科学専攻	144	19		144	38	
	フロンティア工 学専攻	166	19		166	38	
	電子情報通信学 専攻	126	17		126	34	
	地球社会基盤学 専攻	138	19		138	38	
	生命理工学専攻	82	13		82	26	
	従前 の専攻	機械科学専攻	-	50	-	25	
		電子情報科学 専攻	-	36	-	18	
		環境デザイン 学専攻	-	20	-	10	
		自然システム 学専攻	-	42	-	21	-
新学術創 成研究科	融合科学共同専 攻	28	42	-	28	42	-
	ナノ生命科学専 攻	18	22	-	24	26	-
合計		1,314	854	75	1,320	875	75

4 令和6年3月31日に在学する者については、なお、従前の例による。

別表第一

入学定員及び収容定員

研究科 名	専攻名	修士課程及び博 士前期課程		医学博士課程, 薬学博士課程及 び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定 員	収容定 員	入学定 員	収容定 員	入学定 員	収容定 員
人間社 会環境 研究科	人文学専攻	23	46				
	経済学専攻	6	12				
	地域創造学専攻	14	28				
	国際学専攻	10	20				
	人間社会環境学 専攻			12	36		
	計	53	106	12	36		
自然科 学研究 科	数物科学専攻	59	118	17	51		
	物質化学専攻	63	126	16	48		
	機械科学専攻	72	144	19	57		
	フロンティア工 学専攻	83	166	19	57		
	電子情報通信学 専攻	63	126	17	51		
	地球社会基盤学						

	専攻	69	138	19	57		
	生命理工学専攻	41	82	13	39		
	計	450	900	120	360		
医薬保健学総合研究科	医科学専攻	15	30				
	医学専攻			64	256		
	薬学専攻			4	16		
	創薬科学専攻	38	76	11	33		
	保健学専攻	70	140	25	75		
	計	123	246	104	380		
先進予防医学研究科	先進予防医学共同専攻			12	48		
	計			12	48		
新学術創成研究科	融合科学共同専攻	14	28	14	42		
	ナノ生命科学専攻	12	24	10	30		
	計	26	52	24	72		
法学研究科	法学・政治学専攻	8	16				
	法務専攻					15	45
	計	8	16			15	45
教職実践研究科	教職実践高度化専攻					15	30
	計					15	30
合計		660	1,320	272	896	30	75

別表第二
検定料等の額

区分	検定料	入学料	授業料
大学院	30,000円	282,000円	年額 535,800円
法科大学院	30,000円	282,000円	年額 804,000円
研究生	9,800円	84,600円	月額 29,700円
科目等履修生	9,800円	28,200円	1単位 14,800円
特別聴講学生			1単位 14,800円
特別研究学生			月額 29,700円

○金沢大学学位規程

(平成16年4月1日規程第28号)
改正

(目的)

第1条 この規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条の規定に基づき、金沢大学(以下「本学」という。)において授与する学位に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士、法務博士(専門職)及び教職修士(専門職)とする。

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、本学大学院の修士課程又は博士前期課程を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、本学大学院の博士課程又は博士後期課程を修了した者に授与する。

4 博士課程を経ない者が、学位論文(以下「論文」という。)を提出して、その審査に合格し、学力試験により前項に該当する者と同等以上の学力があると認められた場合には、博士の学位を授与することができる。

5 法務博士(専門職)の学位は、本学大学院の法科大学院の課程を修了した者に授与する。

6 教職修士(専門職)の学位は、本学大学院の教職大学院の課程を修了した者に授与する。

(学位授与の留保)

第3条の2 前条第1項から第3項まで、第5項及び第6項の規定にかかわらず、学長は、納付すべき授業料を納付しない者に対しては、学位の授与を留保することができる。

(専攻分野の名称)

第4条 学位を授与するに当たっては、別表に定める専攻分野の名称を付記するものとする。

(学位請求の手続き)

第5条 第3条第2項又は第3項の規定により、学位を受けようとする者は、学位審査願に次の各号に定める書類等を添えて、研究科長に提出しなければならない。

(1) 論文の審査及び最終試験を受ける者 論文、論文目録及び履歴書

(2) 特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験を受ける者 特定の課題についての研究の成果、課題目録及び履歴書

(3) 第12条の2に規定する博士論文研究基礎力審査を受ける者 履歴書

2 第3条第4項の規定により、博士の学位を受けようとする者は、学位申請書に論文、論文目録、履歴書、研究歴に関する証明書及び学位論文審査手数料(1件につき57,000円)を添えて、研究科長を経て学長に提出しなければならない。

3 博士課程又は博士後期課程において所定の年限在学し、所定の単位を修得して退学した者が、論文を提出しようとするときは、前項の規定による。

4 納められた学位論文審査手数料は、いかなる場合にも返還しない。

(提出論文)

第6条 論文(第3条第2項の規定による場合においては、特定の課題についての研究の成果を含む。以下第8条第1項、第9条第1項、第10条第2項、第11条及び第12条において同じ。)は、1編とし、自著であることを要する。ただし、参考として他の自著又は共著の論文を添付することができる。

2 博士の学位を請求する論文の提出部数は、3通以上とする。

3 研究科長は、審査のため必要があれば、論文の副本、訳本及び論文の内容に関連のある標本又は模型の提出を求めることがある。

(論文の審査)

第7条 研究科長は、第5条第1項の規定による学位審査願を受理したときは、研究科会議又は研究科委員会(以下「会議等」という。)の審査に付さなければならない。

2 学長は、第5条第2項又は第3項による学位申請書を受理したときは、これを審査すべき研究科の会議等に審査を命ずるものとする。

(審査員)

第8条 論文の審査、最終試験及びその他の試験は、会議等において選出された当該研究科を担当する教授(大学院学則第48条に規定する教育課程(以下「共同教育課程」という。))については、当該共同教育課程を編成する大学(以下「構成大学」という。))において当該共同教育課程を担当する教授を含む。)が行う。

2 審査員の数及び選出方法などは、各研究科において別に定める。

3 第3条第4項の論文の審査及び学力試験は、会議等の構成員のうちから選出された3名以上の審査員が行う。

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、会議等において必要と認めたときは、当該研究科担当の教授以外の教員若しくは本学大学院の他の研究科担当の教員又は他大学の大学院若しくは他の研究所等の教員等を審査員に指名することができる。

5 前各項の規定にかかわらず、学位を受けようとする者の3親等内の親族である者は、審査員になることはできない。

(試験)

第9条 第3条第2項又は第3項の規定により学位を受けようとする者に対する試験は、論文を中心として、これに関連する科目について行う。

2 第3条第4項の学力試験は、前項に準じて行うほか、専攻学術及び外国語についての試験を、口頭及び筆答によって行うものとする。

3 第5条第3項の者が、論文を提出したときは、会議等の議を経て、学力試験を免除することができる。

(審査の期間)

第10条 博士の論文の審査は、論文を受理した日から1年以内に終了しなければならない。

2 修士の論文の審査は、在学期間中に終了するものとする。

(審査結果の報告)

第11条 審査員は、論文の審査及び試験を終了したときは、会議等に、その結果の要旨を、速やかに文書をもって報告しなければならない。

(会議等の審議)

第12条 会議等は、前条の報告に基づいて、第5条第1項に規定する者については、課程修了の可否、論文の審査及び最終試験の可否を、同条第2項及び第3項の者については、論文の審査及び学力試験の可否を審議する。

2 審議は、会議等の構成員(海外渡航者及び休職者を除く。)の3分の2以上の出席を必要とし、出席した構成員の3分の2以上の多数をもって決するものとする。

3 共同教育課程において第1項の審議を行う場合は、大学院設置基準第31条第2項に基づき設置される協議の場(以下「連絡協議会」という。)における審議を経なければならない。

(博士論文研究基礎力審査)

第12条の2 修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に代えて、大学院学則第28条第2項に規定する試験及び審査(以下「博士論文研究基礎力審査」という。)を行う場合については、第10条第2項、第11条及び第12条の規定を準用する。この場合において、第10条第2項中「論文の審査」、第11条中「論文の審査及び試験」並びに第12条第1項中「論文の審査及び最終試験」とあるのは「博士論文研究基礎力審査」と読み替えるものとする。

2 前項に定めるもののほか、博士論文研究基礎力審査の内容、方法等については、当該博士論文基礎力審査を行う博士課程の目的に応じ、研究科において定めるものとする。

(研究科長の報告)

第13条 会議等が第12条に規定する審議を行ったときは、研究科長は、その結果を文書をもって教育研究会議(新学術創成研究科においては、新学術創成研究科会議とする。)及び学長に報告するものとする。

(学位記の授与)

第14条 学長は、学士の学位を授与された者には、学位記を授与する。

2 学長は、修士及び博士の学位について、前条の報告に基づき、学位授与の可否を決定し、それぞれ学位を授与すべき者には、学位記を授与する。

3 学長は、法務博士(専門職)の学位を授与された者には、学位記を授与する。

4 学長は、教職修士(専門職)の学位を授与された者には、学位記を授与する。

(学位の登録・審査要旨の公表)

第15条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、文部科学大臣に所要の報告をするとともに、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文の審査に係る結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(論文の公表)

第16条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を「金沢大学審査学位論文」と明記して、公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の論文の公表に当たり、共同教育課程において学位を授与された者については、すべての構成大学において審査を受けた学位論文であることを明記しなけ

ればならない。

3 第1項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科長の承認を得て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、研究科長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

4 第1項及び第3項の規定による公表は、博士の学位を授与された者が本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(学位の名称の使用)

第17条 学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、金沢大学の名称を付記しなければならない。

2 前項の学位の名称の使用にあたり、共同教育課程において学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、すべての構成大学の名称を付記するものとする。

(学位の取り消し)

第18条 学位を授与された者が、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、教育研究会議及び教育研究評議会の議を経て、既に授与した学位を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(1) 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。

(2) 学位を授与された者がその名誉を汚す行為を行ったとき。

2 共同教育課程において学位を授与された者に係る前項の審議を行う場合は、連絡協議会における審議を経ていなければならない。

(関係書類の様式)

第19条 学位申請関係書類及び学位記の様式は、別紙様式のとおりとする。

(雑則)

第20条 この規程に定めるもののほか、学位授与に関し必要な事項は、学域又は研究科において別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成18年3月31日に文学研究科、法学研究科、経済学研究科及び社会環境科学研究科に在学する者については、別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 平成20年3月31日に在学する者(平成20年4月1日以降に従前の学部、学科等編入学する者を含む。)については、なお、従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 改正後の別表の規定にかかわらず、平成22年3月31日に自然科学研究科及び医学系研究科に在学する者については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定にかかわらず、平成24年3月31日に人間社会環境研究科、自然科学研究科及び医学系研究科に在学する者については、なお、従前の例による。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定にかかわらず、平成26年3月31日に在学する者については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定にかかわらず、平成28年3月31日に在学する者については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定にかかわらず、平成30年3月31日に理工学域（平成30年4月1日以降に従前の理工学域の学類に編入学する者を含む。）に在学する者は、なお、従前の例による。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定にかかわらず、令和3年3月31日に医薬保健学域創薬科学類に在学する者は、なお、従前の例による。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年8月2日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年2月17日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表

学位に付記する専攻分野の名称

学位	学域、学類及び研究科の名称	専攻分野の名称
学士	融合学域先導学類	学術
	融合学域観光デザイン学類	学術
	融合学域スマート創成科学類	学術
	人間社会学域人文学類	文学
	人間社会学域法学類	法学
	人間社会学域経済学類	経済学
	人間社会学域学校教育学類	教育学
	人間社会学域地域創造学類	地域創造学
	人間社会学域国際学類	国際学
	理工学域数物科学類	理学
	理工学域物質化学類	理学又は工学
	理工学域機械工学類	工学
	理工学域フロンティア工学類	工学
	理工学域電子情報通信学類	工学
	理工学域地球社会基盤学類	理学又は工学
	理工学域生命理工学類	理学又は工学
	医薬保健学域医学類	医学
	医薬保健学域薬学類	薬学
	医薬保健学域医薬科学類	生命医科学又は創薬科学
	医薬保健学域保健学類	看護学又は保健学
修士	人間社会環境研究科	文学，経済学，経営学，地域創造学，国際学又は学術
	自然科学研究科	理学，工学又は学術
	医薬保健学総合研究科	医科学，創薬科学又は保健学
	新学術創成研究科	融合科学又はナノ科学
	法学研究科	法学又は政治学
博士	人間社会環境研究科	社会環境学，文学，法学，政治学，経済学又は学術
	自然科学研究科	理学，工学又は学術
	医薬保健学総合研究科	医学，薬学，創薬科学，保健学又は学術
	先進予防医学研究科	医学
	新学術創成研究科	融合科学，理学，工学又はナノ科学

法務博士(専門 職)	法学研究科	
教職修士(専門 職)	教職実践研究科	

別紙様式第1

学位審査願 [別紙参照]

[別紙参照]

別紙様式第2

論文目録 [別紙参照]

[別紙参照]

別紙様式第2の2

課題目録 [別紙参照]

[別紙参照]

別紙様式第3

履歴書

[別紙参照]

別紙様式第4

学位申請書

[別紙参照]

別紙様式第5(学士の学位記)

学位記

[別紙参照]

別紙様式第6(修士の学位記)

学位記

学位記

[別紙参照]

別紙様式第7(博士〔課程修了〕の学位記)

学位記

[別紙参照]

別紙様式第8(博士〔論文提出〕の学位記)

学位記

[別紙参照]

別紙様式第9(法務博士(専門職)の学位記)

学位記

[別紙参照]

別紙様式第10(本学が指定する学位プログラム を修了した場合の学位記)

学位記

[別紙参照]

別紙様式第11(修士〔共同教育課程〕を修了した場合の学位記)
学位記
[別紙参照]

別紙様式第12(博士〔共同教育課程〕を修了した場合の学位記)
学位記
[別紙参照]

別紙様式第13(教職修士(専門職)の学位記)
学位記
[別紙参照]

○金沢大学大学院教職実践研究科規程

(平成28年3月31日規程第2511号)

改正

(趣旨)

第1条 金沢大学大学院教職実践研究科(以下「研究科」という。)に関する事項については、金沢大学大学院学則及び金沢大学学位規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(課程)

第2条 研究科に専門職学位課程を置く。

2 研究科は、学校教育に関する高度の学識及び実践力・応用力を備え、特に、教科や指導や学習に関する高度な知見をもち、それらを基に多様な学習者一人ひとりに応じた探究的な学習と成長を支援できる教員及び社会と教育の現状を把握し、未来に向けて組織的に協働して共生的な学校づくり・授業づくりに取り組むことができる教員を育成することを目的とする。

(専攻及び領域)

第3条 研究科に置く専攻及び領域は、別表第1のとおりとし、その人材養成に関する目的その他教育研究上の目的は、別表第2のとおりとする。

(研究科長)

第4条 研究科長は、研究科を担当する専任の教授をもって充てる。

2 研究科長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の研究科長の任期は、前任者の残任期間とする。

3 研究科長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(副研究科長)

第5条 研究科に、副研究科長を置く。

2 副研究科長に関し必要な事項は、別に定める。

(研究科会議)

第6条 研究科会議は、金沢大学研究科会議規程第3条に定める事項を審議する。

(入学者の選考)

第7条 入学者の選考は、研究計画書、教育実践記録、小論文等をもとに行うとともに、出身大学長等から提出される成績証明書等を審査して判定する。

第8条 削除

(教育方法)

第9条 研究科の教育は、授業科目における講義、学校実習、実践指導等の授業によって行う。

2 現職教員である第2年次の学生については、研究科が教育上特別の必要があると認める場合は、夜間その他特定の時間又は時期において、適当な方法により教育を行うことができる。

(授業科目及び単位数)

第10条 研究科に設ける授業科目及びその単位数は、別表第3のとおりとする。

(指導教員)

第11条 研究科会議は、学生ごとに実践指導の内容を定め、当該指導を担当する教

員(以下「指導教員」という。)を指定するものとする。

(授業科目の履修等)

第12条 学生は、授業科目の履修に当たっては、指導教員の指導を受け、学年の始めに履修科目計画表に必要事項を記入し、授業科目の担当教員に提出して、その履修許可を得なければならない。

2 履修科目として登録できる授業科目の上限単位数は、各クォーター12単位とする。ただし、第17条第1項の規定により修得したとみなす単位数及び学校実習科目は除く。

3 複数クォーター継続して開講する授業科目の各クォーターにおける履修上限に算入する単位数は、開講する通算のクォーターにより按分するものとする。

(長期履修学生)

第13条 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを申し出たときは、研究科会議の議を経て、研究科長が長期履修学生としてその計画的な履修を認めることができる。

(単位修得の認定等)

第14条 単位修得の認定は、試験その他適切な方法により厳正に行うものとする。

2 前項の単位の認定は、授業の終了したクォーターの終り又は学年の終りに行うものとする。

3 試験の成績は、合格を上位から「S」、「A」、「B」、「C」の評語とし、不合格を「不可」の評語とする。ただし、授業科目又は履修形態等によっては、合格を「合」又は「認定」の評語とすることがある。

(本学の他の学域・研究科及び他大学の大学院における授業科目の履修等)

第15条 学生は、研究科長の許可を得て、研究科が認める本学の他の学域・研究科及び他大学の大学院において、研究科が適当と認める授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により履修した授業科目の修得単位は、研究科会議の議に基づき、10単位を超えない範囲で研究科の単位として認定する。

(休学期間中の他大学の大学院又は外国の大学の大学院における学修)

第16条 教育研究上有益と認められるときは、学生が休学期間中に他大学の大学院又は外国の大学の大学院において学修した成果について、本学の研究科における授業科目を履修したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したとみなすことができる単位については、前条第2項により研究科の単位として認定する単位数と合わせて10単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第17条 研究科は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に本学大学院又は他大学の大学院において修得した授業科目の単位を、研究科の所定の授業科目を修得した単位とみなすことができる。

2 前項の規定により修得したとみなされる単位数は、研究科会議の議に基づき、転入学等の場合を除き、10単位を超えない範囲で研究科の単位として認定することができる。

(修了要件)

第18条 研究科の修了要件は、研究科に2年以上在学し、別表第4に定めるところにより単位を修得することとする。

(学位)

第19条 研究科を修了した者には、教職修士（専門職）の学位を授与する。

(研究生及び科目等履修生)

第20条 研究生及び科目等履修生として入学を願い出た者については、研究科会議の選考を経て、学生の学修に妨げのない限り、入学を許可することがある。

2 研究生及び科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

(教員免許)

第21条 所要の基礎資格を有する者が、研究科において教育職員免許法及び同法施行規則に定める単位を修得したときは、別表第5に示す教育職員免許状を取得できる。

(雑則)

第22条 この規程に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、研究科会議において定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年12月28日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和5年5月26日から施行し、令和5年度入学者から適用する。
- 2 令和5年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

別表第1(第3条関係)

専攻及び領域

専 攻	領域
教職実践高度化専攻	探究教育領域
	共生教育領域

別表第2(第3条関係)

専攻・領域における教育研究上の目的

専攻・領域	目的
教職実践高度化専攻	様々な課題に挑む中で広く深い学習を実現し物事の本質を見極めることを目指す「探究」と、学校や地域社会で多様な人々が互いに認め合い共に生きていくための教育環境の更新を目指す「共生」を主軸に置き、理論と実践の往還を通して教員の教育能力を高度専門職業人としてのレベルにまで高めることを目的とする。
探究教育領域	子どもたちが協働しながら、探究的、創造的、意欲的に学びを深められるように、ICTを活用し、多様な分野の知見を総合させて教育実践力を育てる。様々な課題に挑む中で広く深い学習を実現し、物事の本質を見極めることを目的とする。子どもたちが探究的かつ創造的に学びを深められるように、ICTを活用し、多様な分野の知見を総合させて教育実践力を育てる。
共生教育領域	文化やアイデンティティ等の違いがある子ども、教職員、地域社会の人々がより良く生きていけるように、教育環境を更新していく教育実践力を育てる。学校や地域社会で多様な人々が互いに認め合いともに生きていくための教育環境の更新を目的とする。子ども、同僚、社会の人々の多様性や協働に目を向け、次世代をつくるより良い教育環境を構築する教育実践力を育てる。

別表第3(第10条関係)

大学院GS基盤科目

科目名	単位	必修	選必	備考
研究者倫理	1	○		

基盤科目

分野	科目名	単位	必修	選必	備考
教育課程の編成・実施	カリキュラムの理論と実践	2	○		
	地域教育実践	2	○		
	地域教育支援プロジェクト	2		○	
教科等の実践的指	授業研究とICT活用	2	○		
	発達障害の理解と対応	2	○		

導方法	教育評価研究	2		○	選必より 6単位修 得すること
生徒 指導・ 教育 相談	スクールソーシャルワーク論と実践	2	○		
	スクールソーシャルワーク研究	2		○	
学級 経営・ 学校 経営	学校マネジメントの理論と実践	2	○		
	学校組織研究	2		○	
	学校危機管理論	2		○	
学 校 教 育 と 教 員 の 在 り 方	現代教育課題研究	2	○		

基盤科目（特別支援学校教諭専修免許状の取得を希望する学生を対象）

科目名	単位	必修	選必	備考
インクルーシブ教育実践研究	2	◎		
特別支援学校の教科指導研究	2	◎		
特別支援コーディネータ論	2	◎		
支援を必要とする子どもの評価と支援	2	◎		
特別支援教育の専門知識	2	◎		

注 「◎」を付した授業科目は、特別支援学校教諭専修免許状の取得を希望する学生（以下「特支専免取得希望者」という。）を対象とする科目を表す。

総合科目

科目名	単位	必修	選必	備考
実践カンファレンスⅠ	2	○		特支専免取得希望者は「実践カンファレンスⅠ」，「実践カンファレンスⅡ」に代えて，「共生教育カンファレンスⅠ」，「共生教育カンファレンスⅡ」を履修すること
実践カンファレンスⅡ	2	○		
共生教育カンファレンスⅠ	2	◎		
共生教育カンファレンスⅡ	2	◎		
実践研究Ⅰ	2	○		
実践研究Ⅱ	2	○		

注 「◎」を付した授業科目は、特支専免取得希望者を対象とする科目を表す。

高度化科目

領域	科目名	単位	必修	選必 1	選必 2	選択	備考
探究教育 領域	探究教育の理論と実践	2	○				※選必1，選必2：それぞれ1科目以上を選択すること
	地域社会と探究フィールドワーク	2		○			
	学校組織と探究教育のデザイン	2			○		
	探究教育プロジェクト	2				○	
	共生教育の理論と実践	2	○				※選択：上記2科目を履修した領域の科目を選択

共生教育領域	子ども社会と共生フィールドワーク	2		○		履修可能
	学校組織と共生教育のデザイン	2			○	
	共生教育プロジェクト	2			○	

実習科目

科目名	単位	必修	選必	備考
学校実習Ⅰ	2	○		特支専免取得希望者は「学校実習Ⅰ」に代えて、「特別支援学校実習Ⅰ」を履修すること
特別支援学校実習Ⅰ	2	◎		
学校実習Ⅱ－A	8		○	選必より8単位修得すること (ただし、特支専免取得希望者は「特別支援学校実習Ⅱ－A」又は「特別支援学校実習Ⅱ－B」より8単位履修すること)
学校実習Ⅱ－B	8		○	
特別支援学校実習ⅡA	8		◎	
特別支援学校実習ⅡB	8		◎	

注 「◎」を付した授業科目は、特支専免取得希望者を対象とする科目を表す。

別表第4(第18条関係)

研究科修了に必要な単位

授業の区分	単位数
大学院GS基盤科目	1単位
基盤科目	20単位以上
総合科目	8単位
高度化科目	8単位以上
実習科目	10単位
計	47単位以上

別表第5(第21条関係)

取得できる教育職員免許状の種類及び免許教科

専攻	教育職員免許状の種類	免許教科
教職実践高度化専攻	高等学校教諭専修免許状	全教科
	中学校教諭専修免許状	全教科
	小学校教諭専修免許状	
	幼稚園教諭専修免許状	
	特別支援学校教諭専修免許状	(聴覚障害者, 知的障害者, 肢体不自由者, 病弱者)

注1 上記免許状の取得に際しては、基礎となる一種免許状を有していなければならない。

注2 特別支援学校教諭専修免許状取得者は、「◎」を付した授業科目24単位を取得しなければならない。